

令和6年度組織改正の概要

令和6年度組織改正では、現組織体制を基本としつつ、今（R5）年度にスタートした千葉市基本計画及び第1次実施計画の着実な推進、社会経済情勢の変化への適切な対応や新たな行政ニーズに即応した施策の総合的・効果的な展開に向けて、行政組織の整備を図る。

1 政策部門（総合政策局）の再編

市政の総合的な企画・政策部門である**総合政策局と市長公室を一体化（同公室を総務局から移管）**し、政策重視の施策展開をより一層推進するとともに、直面する市政課題に対し、各局が戦略的かつ主体的な事業推進を図るための支援体制を強化する。

また、**市民局の広報広聴課を総合政策局に移管**することで、市民の声を迅速かつ的確に把握し施策に反映させるとともに、市全体の施策展開を踏まえた効果的な情報の提供と発信を展開できる体制を整備する。

併せて、市長直轄で災害対応等にあたる**危機管理監（危機管理部）を総合政策局に移管**する。

加えて、マリNSTAジアム再整備事業を都市局から未来都市戦略部に移管し、同事業を推進するための**担当部長を配置**するとともに、「**マリNSTAジアム再整備推進課**」を新設する。

2 健康危機管理体制の強化

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、新たな感染症危機への備えを進めるとともに、災害発生時の医療救護対策を強化するため、**保健福祉局医療衛生部に「健康危機管理課」**を新設する。

また、保健所における感染症危機対処機能の強化を図るため、感染症対策課の所掌を見直し、有事の際の感染症拡大防止対策の充実及び平時からの感染症予防対策の推進を含めた体制を整備する。なお、同課の新型コロナウイルス対策室は廃止する。

これらの整備により、健康危機事案への総合的な対応力の向上を図る。

3 まちづくり推進体制の整備

令和5年度に策定した「ちば・まち・ビジョン」の実現に向け、市街地開発事業等のハード施策と、官民連携で既存空間の活用等を進めるソフト施策の両面から市域全体の都市づくり・まちづくりを推進する体制を整備するため、ハード施策は市街地整備課に集約し、新たなまちづくりの手法であるリノベーションまちづくり（※1）等のソフト施策を担う「**まちづくり課**」を新設する。これに伴い、都心整備課を廃止する。

また、新たに運用を開始した都市デザインの調整制度（※2）と、各種都市計画制度等の連携をより効果的に行うため、**都市景観デザイン室を都市政策課から都市計画課に移管するとともに、名称を「都市デザイン室」に変更する。**

※1 「リノベーションまちづくり」

官民の遊休不動産等の既存資源を活用し、民間主導で事業創出することにより、エリアの価値向上や複合的な地域課題の解決を図る公民連携によるまちづくりの新たな取り組み。

※2 「都市デザインの調整制度」

都市の生い立ちや地域の資源などを読み解き、景観や都市環境などから見た地域にふさわしいデザインとなるよう、まちづくりに大きな効果や影響を与える施設整備に対して、計画の段階から協議、配慮を求める制度。

4 その他の改正等

（1）こども発達相談室の開設

発達障害の早期発見及び早期支援を実施するため、令和5年度より設置している**こども発達相談室開設準備室**を令和6年11月に**名称変更**し、未就学児の発達に関する相談窓口として「**こども発達相談室**」を開設する。

（2）国際交流課の移管

国際交流事業の推進とともに、すべての市民が国籍や文化の違いを問わず、地域コミュニティを支える一員として活躍できる、多文化共生社会の実現を目指した施策の更なる展開を図るため、**総務局市長公室国際交流課を市民局市民自治推進部に移管する。**

（3）ホームタウン推進事業等の移管

本市におけるスポーツ事業を一体的に推進するため、ホームタウン推進事業及びXゲームズ関連事業を、経済農政局経済部観光MICE企画課から市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課に移管する。